

【 報告第 1 号 】

令和 5 年度事業報告

令和 5 年度の基本方針に基づき、以下のとおりの活動を実施して参りました。

I. 嘱託登記等受託事業

(1) 権利調査業務

令和 5 年度は、公益財団法人東京都道路整備保全公社、東京都南多摩西部建設事務所、東京都総務局行政部振興企画課から相続人等調査業務を受託し、日野市より管理不全空き家等の所有者等調査等の業務、東村山市より令和 4 年度の権利調査の結果として相続財産清算人申立書作成業務等を受託しました。

また、品川区、板橋区から過年度から継続して空き家に関する所有者及び相続人調査業務を受託しました。

長期相続登記等未了土地解消作業については、令和 5 年度は、二つの法務局から落札し、前橋地方法務局、新潟地方法務局の各 200 名を受託することができました。

(2) 嘱託登記等業務

令和 5 年度は、独立行政法人都市再生機構から所有権移転嘱託登記等業務を年間通して受託した他に、令和 4 年度に引き続き、都市再開発法による権利変換登記（90 条登記）等の業務を落札し、受託できました。

府中市、調布市からは、過年度から引き続き所有権移転等各種嘱託登記業務を受託し、渋谷区からも、令和 4 年度に引き続き、都市計画道路の事業用地取得に関連する公共嘱託登記業務を受託しております。また、御蔵島村からも、継続してヘリポート用地に係る嘱託登記業務を受託しております。

新たに、令和 5 年度は、北区より学校用地嘱託登記業務を受託し、東京都公立大学校法人から所有権保存登記業務を受託いたしました。

その他、東京都水道局より、入札により不動産の権利に関する登記に係る助言及び指導業務として、登記相談業務を受託いたしました。本業務は、当協会にとって初の試みであり、年間を通じて 7 件の相談業務を受託することになりました。

以上のとおり、令和 5 年度は、過年度からの権利調査業務を継続的に受託しつつ、これまでの当協会の実績から権利調査業務に関して多くの相談を承り、

入札を通じた結果として、令和4年度より受託案件数が増加いたしました。権利調査業務に関連して、当協会による権利調査の結果を受けての相続財産清算人選任申立書作成業務や、日野市に見られるような権利調査結果をふまえた次のステージに関連する業務相談が発生し、これらの業務について、今後受託の機会が増えるのではないかと期待されます。その他、公共団体から登記相談等の助言業務という新しいニーズにも応えることができました。

過年度より主要業務の一つとなっていた、長期相続登記等未了土地解消作業の受託件数については、令和5年度においては、東京法務局への入札は不調でしたが、地方法務局への入札を試みた結果として、2つの法務局から落札することで、受託件数の増加を図ることができました。今後も、個々の社員に対して当協会の事業に参画する機会を確保するためにも、重要な案件となっております。

以上、多くの自治体等から公嘱協会に期待する声は増えており、引き続き社員の皆様のご協力をお願い申し上げます。

II. 地域防災・災害復興支援事業

当協会は、専門職能団体及び学識経験者等が会員となっている「災害復興まちづくり支援機構」に継続して参加しております(令和6年度からは賛助会員として)。災害復興まちづくり支援機構では、これまで16回、都民の方と共に来る災害への備えについて考えるシンポジウムを開催してきました。17回目となる令和6年のシンポジウムでは、本年1月1日に発生しました令和6年能登半島地震の現在を振り返り、明日かもしれない首都直下地震に都民、行政、専門家はどうか備えていくべきかについて事前復興の発想に基づく準備と平時の取り組みについて考えます。

「第17回復興まちづくりシンポジウム 専門家と共に考える災害への備え」
“首都直下地震の復興まちづくり支援に備える”

開催日時 令和6年8月9日(金) 13時から17時

会場 東京都議会議事堂1階都民ホール

今後、東京都において起こりうる首都直下地震、風水害等の災害をできる限り減災するためには、平常時から準備しておく必要があります。令和6年度も当協会が所属している「災害復興まちづくり支援機構」への参加を通じ、防災、発災時の対応、災害復興時において当協会が果たすべき割合について、情報収集や調査研究を行い、災害発生時の備えとしての公嘱協会を内外に向けて普及

啓発してまいります。

Ⅲ. 公共嘱託登記及びその他の関連する知識の普及啓発事業

○相続及び遺言に関する公開市民講座及び相談会の開催

公開市民講座は、公共事業推進の妨げとなっている相続登記未了の不動産が、相続・遺言の知識の普及によって少しでも減少することを目的とした活動です。一般の市民を対象に、当協会から講師を派遣して相続・遺言についての法律知識をわかりやすく講義するもので、地区幹事が中心となって下記のとおり講座の開催をすることができました。参加者から感謝の言葉もいただき、司法書士制度の広報に寄与できていれば幸いです。令和5年度は、下記のとおり実施しました。

①令和5年9月9日開催 場所 葛飾区 青戸地区センター

葛飾区の青戸地区センターで出前講座を開催しました。令和4年度とは別の地区センターで開催することによって、相続に関する知識がより多くの皆様に届くことを狙いとしています。当日は会場に32名の方にお集まりいただきとともに、オンラインで26名の方に視聴していただきました。参加された皆様が、講義に熱心に聞き入っている様子が印象的でした。

②令和5年9月30日開催 場所 葛飾区 青戸地区センター

前回の講義の後にいただいた質問をもとに、木村拓講師が回答のレジュメを作成して実施しました。質問された方はもちろん、みなさんの疑問もその場で解消するような講義でした。参加者は、会場27名オンライン21名でした。後半の個別相談会には13名の方が参加されました。

③令和6年1月27日開催 場所 新宿区 住吉町生涯学習館

新宿区住吉町生涯学習館において、かつしか区民大学のように公開講座と相談会を組み合わせた形式の公開講座&相談会を実施しました。23名の参加があり、うち10名の個別相談を行いました。相談員は、新宿地区社員に担ってもらいました。運営方式がかつしか区民大学とは違い、当協会が担う部分が多く、苦慮しましたが、公開講座委員に担当してもらい円滑に実施することができました。

④令和6年2月3日開催 場所 葛飾区 金町地区センター

葛飾区金町地区センターで、講座を開催しました。参加者は、会場35名オンライン20名でした。金町地区センターは、金町駅から徒歩2分程度

という場所にあること及び会場が広いこともあり、毎年の継続開催について検討していくことになりました。

⑤令和6年2月24日開催 場所 葛飾区 金町地区センター

前回の講義の後にいただいた質問をもとに、木村拓講師が回答のレジュメを作成して実施しました。参加者は、会場33名オンライン13名でした。個別相談会は13名にご参加いただきました。

令和6年4月に相続登記が義務化されたことから相続に関する知識の普及は、しばらくの間、社会における重要な課題といえます。令和6年度も、さらなる他地区での開催を模索していきたいと考えています。

○公開セミナー(研修会)の開催

当協会主催の公開セミナーを、下記のとおり開催しました。

①Z o o mを使用したWEBと会場による連続研修会

1. 日時

第1回令和5年 6月26日(月曜日) 午後2時00分～午後3時30分

第2回令和5年 9月27日(水曜日) 午後2時00分～午後3時30分

第3回令和5年12月26日(火曜日) 午後2時00分～午後3時30分

第4回令和6年 3月26日(火曜日) 午後2時00分～午後3時30分

2. テーマ

第1回「空き家問題と新しい財産管理制度(1)」

第2回「空き家問題と新しい財産管理制度(2)」

第3回「相続土地国庫帰属法の現在」

第4回「相続登記の申請義務化について」

3. 講師

第1～4回弁護士荒井達也先生

4. 参加者

第1回 自治体27 社員33名 非社員27名

第2回 自治体27 社員36名 非社員34名

第3回 自治体26 社員23名 非社員20名

第4回 自治体16 社員39名 非社員12名

「民法等の一部を改正する法律(令和3年法律第24号)」及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律(令和3年法律第25号)」について、制度の解説よりも講師が現場で収集した最新の情報に重きを置いて講義する全4回の連続研修会を開催しました。また、この研

修会の参加資格を司法書士に限らず自治体の職員にも開放することで、当協会の広報かつ各自治体職員との関係強化を図りました。

②東京会と共催した主に新人に向けた相続登記の研修会

1. 日時 令和5年11月29日(水曜日)午後6時00分～午後8時00分
2. テーマ 「相続登記の申請義務化目前！新人向け研修～いまさら聞けない戸籍の読み方・相続登記のやり方～」
3. 講師 石川和博社員（江戸川地区）
4. 参加者 社員18名 非社員37名

江戸川地区の石川和博社員を講師に迎え、戸籍の読み方や相続登記の方法について、主に新人を対象として講義していただきました。また、東京会との共催によって研修単位の種類が甲類に変更になり、非社員の受講への動機づけになるとともに、当協会の周知を図りました。

○ホームページの充実

当協会ホームページ「協会の概要」のコーナーでは、地区ごとの社員名簿(氏名、事務所の郵便番号及び住所記載)をPDFで公開しています。社員の変動のあった地区ごとに適宜更新を行いました。